

証券コード 5380  
2022年9月9日

株 主 各 位

愛知県高浜市論地町四丁目7番地2

**新東株式会社**

代表取締役社長 石川 達也

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使の積極的なご利用をご検討ください。書面により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月27日（火曜日）午後5時までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2 本社3階ホール  
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項  
報 告 事 項 第59期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.shintokawara.co.jp>）に掲載させていただきます。

### 【新型コロナウイルスの感染拡大の防止に関するお知らせ】

新型コロナウイルスの国内感染が広がっている状況にあります。そのため、予防対策として、当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使の積極的なご利用をご検討ください。ご来場される場合、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮賜りますようお願いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年9月28日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年9月27日（火曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX年XX月XX日

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |

基準日現在の所有株式数 XX股  
議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号・第2号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 2021年7月1日  
至 2022年6月30日 )

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、新たな変異株による感染が拡大するなど、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されています。また、ロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギー資源価格の上昇、金融市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

住宅市場におきましては、国土交通省が発表している建築着工統計調査報告において、マンション等を含む新設住宅着工戸数は前事業年度と比較し上回る水準で推移しているものの、戸建ての指標である持家の着工数が2021年12月から7ヵ月連続で前年同月比を下回るなど、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は、主力製品「CERAMシリーズ」「SHINTOかわらS」の拡販や新規顧客の掘り起こし他、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、YouTubeやLINE等のSNSを活用した商品PRやWeb会議型アプリを使用したりリモートによる営業活動にも努めてまいりました。また、エネルギー資源価格上昇などによる仕入れコストの上昇に対し、販売価格の改定などを行った結果、売上高は5,419百万円（前期比406百万円増加）と前年比増収となりました。

利益面におきましては、エネルギー資源価格の上昇に伴う急激な仕入れコスト増加に対し、工場稼働率の向上及び歩留の改善を徹底してまいりましたが、コストの回収をすることができず、売上原価率は前期と比較し1.4%増加の85.0%となりました。この結果、売上総利益814百万円(前期比10百万円減少)、営業損失2百万円（前期は19百万円の利益）、経常利益22百万円（前期比28百万円減少）、当期純損失1百万円（前期は1百万円の利益）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は49百万円であります。

##### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                             | 第56期<br>(2019年6月期) | 第57期<br>(2020年6月期) | 第58期<br>(2021年6月期) | 第59期<br>(当事業年度)<br>(2022年6月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                      | 6,021              | 5,495              | 5,013              | 5,419                         |
| 経常利益 (百万円)                     | 51                 | 53                 | 51                 | 22                            |
| 当期純利益又は<br>当期純損失 (△) (百万円)     | 17                 | 22                 | 1                  | △1                            |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) | 49円96銭             | 62円68銭             | 3円22銭              | △4円62銭                        |
| 総資産 (百万円)                      | 6,953              | 6,692              | 6,424              | 6,919                         |
| 純資産 (百万円)                      | 3,344              | 3,341              | 3,320              | 3,300                         |
| 1株当たり純資産額                      | 9,451円15銭          | 9,444円11銭          | 9,383円00銭          | 9,328円03銭                     |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済見通しは、国内における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け度重なる緊急事態宣言も発令され、日本経済の先行きの不透明感が強い状況にあります。また、ロシアによるウクライナ侵攻によるエネルギー資源価格の上昇、金融市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。こうした先行きが不透明な経済環境の中、当業界における新設住宅着工戸数への影響が今後も懸念される状況にあります。

こうした厳しい経営環境に対処するため、当社におきましては、生産面においては、製造現場の安全性向上と品質向上を両立させつつ効率化に努めるとともに、物流のより一層の合理化にも取り組むことで、製造原価や輸送の徹底的なコスト削減に努めております。また、営業面においては、騒音防止効果のある屋根瓦からの雨だれ防止効果のついたTM袖瓦を開発することにより、他社にはない高付加価値の瓦を販売し顧客満足度の向上に努めております。

また、製造コストに見合った適正な販売価格改定についてのご理解をいただくことで、安定供給体制の確保に努めております。

当社は、お客様に一層信頼される企業として成長すべく、「新5S」(スマイル・セーフティー・スペシャルティー・スリム・スピード)を理念として、掲げております。

第60期につきましては、セーフティー(安全意識の向上)、スペシャルティー(チェックシートの改善)、スマイル(他部署との連携強化による円滑な仕組み作り)を重点項目に掲げました。

引き続き、安全な職場環境の整備、お客様満足度の向上及び従業員の意識向上、高付加価値商品の提供を通して、企業環境の激変に的確に対応しうる経営体質の構築及び、より一層の収益性の向上と財務体質の強化を推し進めてまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

粘土瓦の製造及び販売ならびにこれに附帯する事業を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2022年6月30日現在)

|        |           |
|--------|-----------|
| 本社     | 愛知県高浜市論地町 |
| 東京支店   | 東京都杉並区    |
| 本社第一工場 | 愛知県高浜市    |
| 本社第三工場 | 同上        |
| 宮ノ浦工場  | 同上        |
| 港南第一工場 | 愛知県碧南市    |
| 港南第二工場 | 同上        |
| 明石第一工場 | 同上        |
| 土浦センター | 茨城県土浦市    |

(7) **従業員の状況** (2022年6月30日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|--------|
| 95名  | 14名減   | 45歳2カ月 | 14年8カ月 |

(注) 従業員数には、嘱託社員(17名)は含まれておりません。

(8) **主要な借入先** (2022年6月30日現在)

| 借入先          | 借入金残高   |
|--------------|---------|
| 岡崎信用金庫       | 880,000 |
| 株式会社愛知銀行     | 866,670 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 300,000 |
| 株式会社名古屋銀行    | 200,000 |

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数    | 1,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 415,841株   |
| ③ 株主数         | 320名       |
| ④ 大株主 (上位10名) |            |

| 株主名           | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|---------------|----------|----------|
| 新東役員持株会       | 31       | 8.87     |
| 有限会社マルイシ      | 31       | 5.51     |
| 石川 大輔         | 19       | 5.38     |
| 石川 達也         | 18       | 5.21     |
| 岡崎信用金庫        | 18       | 5.17     |
| 瀬下 信行         | 15       | 4.26     |
| 株式会社愛知銀行      | 14       | 4.06     |
| 石岡 真千子        | 13       | 3.83     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 13       | 3.69     |
| 矢澤 徳仁         | 12       | 3.47     |

(注) 1.当社は、自己株式を61千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤当該事業年度中に職務執行の対価として交付された株式  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役に関する状況（2022年6月30日現在）

| 会社における地位     | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                 |
|--------------|------|------------------------------|
| 代表取締役社長      | 石川達也 |                              |
| 常務取締役        | 石川大輔 | 生産部長、テクノセンター長                |
| 取締役          | 新美昌彦 | 営業部長                         |
| 取締役          | 早川正  | 管理部長、システム課長                  |
| 取締役（常勤監査等委員） | 牛田修  |                              |
| 取締役（監査等委員）   | 西垣誠  | 弁護士 入谷法律事務所<br>中部鋼鉄株式会社社外取締役 |
| 取締役（監査等委員）   | 中根祥雄 |                              |

- (注) 1.取締役（監査等委員）西垣誠、取締役（監査等委員）中根祥雄の両氏は、社外取締役であります。
- 2.当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、牛田修氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 3.当社は、取締役（監査等委員）西垣誠氏、取締役（監査等委員）中根祥雄の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4.取締役（監査等委員）中根祥雄氏は、金融機関の出身であり、そこで培った業務経験や専門知識を持っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなり、1年毎に契約更新しております。

ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求に対しては損害が補填されないなど、一定の免責事由があります。



#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

|                         | 支給人員<br>(名) | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |         |      |
|-------------------------|-------------|-------------------|-------------------|---------|------|
|                         |             |                   | 固定報酬              | 業績連動報酬等 | 非金銭等 |
| 取締役<br>(監査等委員であるものを除く。) | 4           | 55,950            | 55,950            | —       | —    |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 3<br>(2)    | 6,000<br>(2,400)  | 6,000<br>(2,400)  | —       | —    |
| 合計<br>(うち社外取締役)         | 7<br>(2)    | 61,950<br>(2,400) | 61,950<br>(2,400) | —       | —    |

- (注) 1.上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まれておりません。  
2.取締役(監査等委員であるものを除く。)及び取締役(監査等委員)の報酬等につきましては、それぞれ下記⑤に記載のとおり株主総会の決議をいただいております。監査役の報酬につきましては、2000年9月26日開催の第37期定時株主総会において月額1,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。  
3.合計欄は実際の支給人数を記載しております。

#### ⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬等の限度額は、2020年9月28日開催の第57回定時株主総会において月額10,000千円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は4名です。

取締役(監査等委員)の報酬等の限度額は、2020年9月28日開催の第57回定時株主総会において月額1,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です(うち社外取締役は2名です)。

## ⑥報酬等の内容の決定に関する方針

### イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、役位・職責に応じて総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の限度額内において取締役会で決定しております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（月額10,000千円以内）で構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役については、固定報酬としての基本報酬（月額1,000千円以内）で構成されております。

### ロ.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、総合的に勘案して決定するものとしております。

### ハ.取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額に対する割合については、確定報酬である基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとしております。

### ニ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

## ⑦ 社外役員に関する事項

### イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）西垣誠氏は、入谷法律事務所に所属する弁護士であり、当社は、同法律事務所との間に顧問契約があります。

また、同氏は、中部鋼板株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分                        | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 西 垣 誠   | <p>当該事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。発言は出席の都度適宜行われ、主に弁護士としての経験・知見に基づく法律分野の専門的見地から発言を行っております。</p> <p>弁護士としての経験・知見に基づく客観的な視点から、監査等委員である社外取締役として独立した立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p> |
| 社 外 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 中 根 祥 雄 | <p>当該事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。発言は出席の都度適宜行われ、金融機関の経験者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。</p> <p>金融機関等勤務を通じた豊富な経験・知見に基づく客観的な視点から、監査等委員である社外取締役として独立した立場で、当社の経営に対する監督を行っており、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。</p> |

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

栄監査法人

##### ② 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 14百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14百万円     |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

#### 内部統制システムに関する新東グループの基本方針

- (1) **取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - ① 当社は、企業環境の激変に的確に対応し、お客様や社会からの期待に応える企業として成長すべく、日常の行動の考え方の基準となる「新東企業行動憲章」を定めます。  
当社の役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスを実践し、企業倫理を形成することにより、組織・個人が一体となりコンプライアンスに取り組むことといたします。
  - ② 当社は、代表取締役直轄の組織として監査室を設けております。監査室長は、監査等委員と連携のもと、計画に基づいて定期的に監査業務を行っており、各部署において適正に職務執行されていることを確認の上、社長に報告しております。
  - ③ 当社は、コンプライアンスに関する相談窓口を監査室に設置しております。また「公益通報者保護規程」を制定し、通報した人が不利益を受けないことを保証しています。
- (2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
  - ① 取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、法令や社内規程に基づき、文書等の保管を行います。
  - ② 文書管理規程、ITに関する規程等は、必要に応じて適時見直しをいたします。
- (3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ① 当社は、想定されるあらゆるリスクの洗い出しを行い、リスクを軽減するような対策に最大限努めます。
  - ② 諸規程の改廃や新たな規程の制定等、社内規程の整備が適切に行われる体制を整えます。
  - ③ 有事の際は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止めるよう危機管理体制を整備いたします。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。またその運用に関しては、「取締役会規程」を制定し、適正に運用しております。
  - ② 業務遂行を円滑に行うため、部長会や全社会議等重要会議体を設け、経営判断が的確かつ迅速に行える体制を構築しております。

- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うことといたします。
- (6) **監査等委員を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
監査等委員の職務の補佐は、監査室との緊密な連携をもって行うことを基本方針といたします。なお、当該使用人が必要となる場合は、これを配置し、評価等に関しては、監査等委員の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。
- (7) **取締役及び使用人の監査等委員への報告体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
① 取締役及び使用人は、監査等委員の要請に応じて、もしくはこれによらず重要な事項について、速やかに監査等委員へ報告するものとします。  
② 監査等委員は、重要な意思決定や業務執行等の状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて、意見・質問を述べます。  
③ 代表取締役は、監査等委員との意見交換を定期的に行います。
- (8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**  
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適正な提出に向け、有効かつ適切な内部統制の構築を行い、また継続的に評価、見直しをし、適正な運用を図ることといたします。

**(当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について)**

当事業年度において、当社は、業務の適正を確保するため、遵守すべき基本事項をまとめた「新東企業行動憲章」を定め、従業員一人ひとりに周知するよう努めております。

また、取締役会をはじめ、部長会や全社会議等重要会議体において意見交換を定期的実施しており、情報共有しリスク管理の強化を図り、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

その他、反社会的勢力の排除、監査等委員の独立性確保及び職務補佐等、「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」に定められた項目は適正に運用されております。

以 上

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>     |                  | <b>負 債 の 部</b>           |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>3,124,788</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>2,806,057</b> |
| 現金及び預金             | 227,525          | 支払手形                     | 36,761           |
| 受取手形、売掛金及び契約資産     | 926,967          | 電子記録債権                   | 352,803          |
| 電子記録債権             | 182,609          | 買掛金                      | 318,176          |
| 商品及び製品             | 1,611,605        | 短期借入金                    | 1,720,000        |
| 仕掛品                | 19,814           | 1年内返済予定の長期借入金            | 39,996           |
| 原材料及び貯蔵品           | 60,834           | リース債権                    | 8,307            |
| 前払費用               | 14,337           | 未払金                      | 219,741          |
| その他                | 83,095           | 未払費用                     | 24,918           |
| 貸倒引当金              | △2,000           | 未払法人税等                   | 3,608            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,794,838</b> | 前受り金                     | 20,933           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,676,236</b> | 預賞与引当金                   | 9,328            |
| 建物                 | 741,569          | 設備関係支払手形                 | 6,255            |
| 構築物                | 28,890           | 営業外電子記録債権                | 19,339           |
| 機械及び装置             | 79,745           | その他の債権                   | 24,554           |
| 車両運搬具              | 1,879            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>812,882</b>   |
| 工具、器具及び備品          | 32,784           | 長期借入金                    | 486,674          |
| 土地                 | 2,717,187        | リース債権                    | 53,712           |
| リース資産              | 49,311           | 繰延税金負債                   | 4,365            |
| 建設仮勘定              | 24,867           | 退職給付引当金                  | 170,818          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>3,307</b>     | 損害賠償引当金                  | 19,733           |
| ソフトウェア             | 1,276            | 資産除去債                    | 35,635           |
| 電話加入権              | 2,031            | その他の負債                   | 41,944           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>115,295</b>   | <b>負 債 合 計</b>           | <b>3,618,939</b> |
| 投資有価証券             | 75,674           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                  |
| 出資                 | 20,548           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>3,273,319</b> |
| 破産更生債権等            | 136              | 資本金                      | 412,903          |
| 長期前払費用             | 6,812            | 資本剰余金                    | 348,187          |
| その他                | 12,260           | 資本準備金                    | 348,187          |
| 貸倒引当金              | △136             | 利益剰余金                    | 2,637,336        |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>6,919,627</b> | 利益準備金                    | 21,487           |
|                    |                  | その他の利益剰余金                | 2,615,848        |
|                    |                  | 別途積立金                    | 2,000,000        |
|                    |                  | 繰越利益剰余金                  | 615,848          |
|                    |                  | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△125,108</b>  |
|                    |                  | 評価・換算差額等                 | 27,368           |
|                    |                  | その他有価証券評価差額金             | 27,368           |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>3,300,687</b> |
|                    |                  | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>6,919,627</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 自 2021年7月1日 )  
( 至 2022年6月30日 )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 5,419,979 |
| 売上原価         | 4,605,434 |
| 売上総利益        | 814,544   |
| 販売費及び一般管理費   | 816,582   |
| 営業損失         | △2,037    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 5         |
| 受取配当金        | 3,271     |
| 受取運送料        | 25,356    |
| 受取家賃         | 3,760     |
| その他          | 10,614    |
| 合計           | 43,008    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 11,333    |
| 固定資産除却損      | 6,751     |
| 合計           | 18,084    |
| 経常利益         | 22,886    |
| 特別損失         |           |
| 損害賠償引当金繰入額   | 12,403    |
| 合計           | 12,403    |
| 税引前当期純利益     | 10,483    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,959     |
| 法人税等調整額      | 9,157     |
| 当期純損失        | △1,633    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

( 自 2021年7月1日 )  
( 至 2022年6月30日 )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |           |           |               |              |          |             |
|-----------------------------|---------|---------|-----------|-----------|---------------|--------------|----------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |           |               |              | 自己株式     | 株 主 資 本 合 計 |
|                             |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                             |         |         |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 2021年7月1日残高                 | 412,903 | 348,187 | 21,487    | 2,000,000 | 644,020       | 2,665,508    | △125,108 | 3,301,491   |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |           |           |               |              |          |             |
| 剰余金の配当                      |         |         |           |           | △26,538       | △26,538      |          | △26,538     |
| 当期純利益                       |         |         |           |           | △1,633        | △1,633       |          | △1,633      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |           |           |               |              |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -       | -         | -         | △28,172       | △28,172      | -        | △28,172     |
| 2022年6月30日残高                | 412,903 | 348,187 | 21,487    | 2,000,000 | 615,848       | 2,637,336    | △125,108 | 3,273,319   |

|                             | 評価・換算<br>差 額 等   | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|-----------|
|                             | その他有価証<br>券評価差額金 |           |
| 2021年7月1日残高                 | 18,645           | 3,320,136 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |           |
| 剰余金の配当                      |                  | △26,538   |
| 当期純利益                       |                  | △1,633    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 8,722            | 8,722     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 8,722            | △19,449   |
| 2022年6月30日残高                | 27,368           | 3,300,687 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針

会計処理に関する事項

### ①資産の評価基準及び評価方法

#### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価を把握することが極めて……移動平均法による原価法を採用しております。

困難と認められるもの

#### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### ②固定資産の減価償却の方法

#### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物、2016年4月1日以降取得した構築物及び港南第二工場の有形固定資産は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

機械及び装置 9年

#### ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### ニ. 損害賠償引当金

損害賠償の支払に備えるため、当事業年度において見込まれる損失額を計上しております。

#### ④収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、粘土瓦の製造及び販売等を行っており、顧客との契約に基づく製品又は商品の提供を主な履行義務として識別しております。これら製品又は商品の販売については、原則として製品又は商品の引渡時点において顧客に当該製品又は商品に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。なお、国内の顧客への販売については、これらの履行義務は出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた一部の費用については、顧客に支払われている対価として売上高より減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準の適用による、当事業年度の損益に与える影響額は軽微であり、期首利益剰余金に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損損失)

(1) 当該事業年度の計算書類に計上した金額

2022年6月30日現在、有形固定資産を3,676,236千円、無形固定資産を3,307千円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定として直近の販売実績等を総合的に判断し算出した予想販売数量の他、過去の実績を踏まえた販売価格、燃料費価格、歩留率等を用いて作成した事業計画をもとに割引前将来キャッシュ・フローを算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

現在までに想定しうる仮定に基づき事業計画を作成しておりますが、新型コロナウイルス感染症や市場環境等の変化により主要な仮定に影響が及び、割引前将来キャッシュ・フロー総額が減少し、資産グループの帳簿価額を下回る可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

① 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 現金及び預金 | 20,000千円    |
| 建物     | 411,761千円   |
| 構築物    | 5,088千円     |
| 土地     | 1,362,591千円 |
| 計      | 1,799,441千円 |

② 上記に対応する債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 買掛金   | 834千円     |
| 短期借入金 | 820,000千円 |
| 計     | 820,834千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,252,085千円

(3) 保証債務

取引先のリース債務に対する連帯保証を行っております。

有限会社猪俣輸送 12,654千円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務 39,944千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 415,841株        | －株             | －株             | 415,841株       |

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 61,995株         | －株             | －株             | 61,995株        |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 26,538         | 75              | 2021年6月30日 | 2021年9月29日 |

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 26,538         | 75              | 2022年6月30日 | 2022年9月29日 |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (繰延税金資産)        |         |
| 未払事業税           | 848千円   |
| 賞与引当金           | 1,880   |
| 損害賠償引当金         | 5,933   |
| 貸倒引当金           | 642     |
| 退職給付引当金         | 51,365  |
| 長期未払金           | 12,011  |
| 棚卸資産            | 25,458  |
| 資産除去債務          | 10,715  |
| 減損損失            | 22,334  |
| 投資有価証券評価損       | 3,089   |
| その他             | 385     |
| 繰延税金資産小計        | 134,665 |
| 評価性引当額          | 128,930 |
| 繰延税金資産合計        | 5,735   |
| (繰延税金負債)        |         |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 565     |
| その他有価証券評価差額金    | 9,535   |
| 繰延税金負債合計        | 10,100  |
| 繰延税金負債の純額       | 4,365   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引は一切行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、全てが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務につきましては、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規定に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（投資有価証券の価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                        | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 ( 千 円 ) | 差 額 ( 千 円 ) |
|------------------------|---------------|-------------|-------------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券 (注2) | 72,674        | 72,674      | —           |
| 資 産 計                  | 72,674        | 72,674      | —           |
| 長期借入金 (注3)             | 526,670       | 524,485     | △2,184      |
| リース債務 (注3)             | 62,019        | 62,063      | 43          |
| 負 債 計                  | 588,689       | 586,548     | △2,140      |

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金、設備関係支払手形、営業外電子記録債務は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等である非上場株式（貸借対照表計上額3,000千円）については、「投資有価証券その他有価証券」には含まれておりません。

(注3) 1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分                          | 時価（千円） |      |      |        |
|-----------------------------|--------|------|------|--------|
|                             | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 72,674 | —    | —    | 72,674 |
| 資産計                         | 72,674 | —    | —    | 72,674 |

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分        | 時価（千円） |         |      |         |
|-----------|--------|---------|------|---------|
|           | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| (1) 長期借入金 | —      | 524,485 | —    | 524,485 |
| (2) リース債務 | —      | 62,063  | —    | 62,063  |
| 負債計       | —      | 586,548 | —    | 586,548 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入または新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 売上高       |
|---------------|-----------|
| 製品            | 2,083,868 |
| 商品            | 1,264,133 |
| 板金            | 845,414   |
| 工事            | 833,751   |
| その他           | 392,811   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,419,979 |
| 外部顧客への売上高     | 5,419,979 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、財又はサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の前受金として表示しております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 1,109,576 |
| 契約負債          | 20,933    |

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

9,328円03銭

(2) 1株当たり当期純利益

△4円62銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月25日

新東株式会社  
取締役会 御中

|                                   |       |       |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 栄監査法人<br>名古屋事務所<br>代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 林 浩史  |
| 代表社員<br>業務執行社員                    | 公認会計士 | 近藤 雄大 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新東株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月29日

新東株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 牛田 修  
監査等委員 西垣 誠  
監査等委員 中根 祥雄

(注) 監査等委員西垣誠、及び中根祥雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は26,538,450円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年9月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

| 現行定款                                                                                                                                                              | 変更案  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除) |





### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                    | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 石川達也<br>(1971年9月13日生) | 1998年6月 当社入社<br>2002年12月 当社東京支店営業課長<br>2004年3月 当社品質保証課長<br>2004年9月 当社代表取締役社長（現任）<br>2008年9月 新東ルーフ株式会社代表取締役                                       | 18,450株        |
|           | 選任理由                  | 代表取締役としての見識と強いリーダーシップのもと中長期経営計画を推進するとともに、当社事業における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。                         |                |
| 2         | 石川大輔<br>(1973年7月13日生) | 1997年4月 当社入社<br>2003年9月 当社開発課長<br>2004年9月 当社テクノセンター長兼開発課長<br>2005年9月 当社取締役テクノセンター長<br>2011年9月 当社常務取締役生産部長兼テクノセンター長（現任）<br>2011年9月 新東ルーフ株式会社専務取締役 | 19,050株        |
|           | 選任理由                  | 長年にわたり生産部門及び研究開発に携わり、同分野において豊富な経験と知識を有しております。当社は候補者が、その経歴を通じて培った経験と知識を当社の経営に活かすことができる人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。                                  |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 新 美 昌 彦<br>(1968年7月29日生) | 1991年8月 当社入社<br>2001年9月 当社営業本部モジュール課長<br>2007年4月 当社営業本部長兼モジュール課長<br>2009年9月 当社取締役営業本部営業部長<br>2010年9月 当社取締役営業部長(現任)<br>2011年11月 新東ルーフ株式会社取締役                                                               | 600株       |
|       | 選任理由                     | 当社入社以来、営業部門に携わり、同分野において豊富な実務経験及び知識を有しております。当社は候補者が、その経歴を通じて培った経験と知識を当社の経営に活かすことができる人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。                                                                                             |            |
| 4     | 早 川 正<br>(1966年5月19日生)   | 2001年1月 当社入社<br>2003年12月 当社管理部システム課長<br>2005年10月 当社営業部営業管理課長兼管理部システム課長<br>2011年1月 当社営業部営業課長、営業管理課長兼管理部システム課長<br>2013年7月 当社営業部次長、営業管理課長兼管理部システム課長<br>2017年2月 当社管理部長兼システム課長<br>2017年9月 当社取締役管理部長兼システム課長(現任) | —          |
|       | 選任理由                     | 当社管理部門及び営業部門における豊富な経験と知識を活かし、内部統制の強化や企業価値向上を図ることができる人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。                                                                                                                            |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであり、保険料は全額当社が負担しております。
- 候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、2022年9月の更新時には、同内容での更新を予定しております。
- ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求に対しては損害が補填されないなど、一定の免責事由があります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって監査等委員である取締役3名が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | うしだ おさむ<br>牛田 修<br>(1945年5月6日生)    | 1979年1月 当社入社<br>1987年8月 当社取締役第一営業部長<br>1997年1月 当社取締役営業部長<br>1998年9月 新東ルーフ株式会社専務取締役(兼務)<br>2001年9月 当社常務取締役営業本部長<br>2011年9月 当社及び新東ルーフ株式会社退社<br>2012年4月 当社入社 監査室長<br>2013年9月 当社常勤監査役<br>2020年9月 当社常勤監査等委員(現任)                             | 5,590株     |
|       | 選任理由                               | 牛田修氏は、当社において長く営業部長として、営業部門を最前線で牽引した豊富な経験と実績を有しております。子会社の専務取締役を経験し、幅広い見識と財務・会計に関する十分な知見を有していると判断したことから、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。                                                                                                      |            |
| 2     | にし がき まこと<br>西垣 誠<br>(1960年8月26日生) | 2003年10月 弁護士登録(愛知県弁護士会)<br>入谷法律事務所入所(現任)<br>2008年5月 シーキューブ株式会社社外監査役<br>2010年9月 当社社外監査役<br>2019年6月 中部鋼鉄株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2021年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>入谷法律事務所 弁護士<br>中部鋼鉄株式会社社外監査役                                 | -          |
|       | 選任理由                               | 西垣誠氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はございませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 |            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                    | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | なか ね よし お<br>中 根 祥 雄<br>(1951年4月26日生) | 2003年8月 岡崎信用金庫高浜支店長<br>2007年9月 岡崎信用金庫執行役員（岡崎第1ブロック長兼美合支店長）<br>2012年4月 おかしんリース株式会社代表取締役社長<br>2016年9月 当社社外監査役<br>2021年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）                              | —                 |
|           | 選任理由                                  | 中根祥雄氏は、金融機関における長年の知識と経験を有しており、これを活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、株式会社の代表取締役社長として経営に関与した経験を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 |                   |

- (注) 1. 西垣誠氏は、入谷法律事務所に所属する弁護士であり、当社は、同法律事務所との間に顧問契約があります。
2. 西垣誠氏及び中根祥雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西垣誠氏及び中根祥雄氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであり、保険料は全額当社が負担しております。
- 候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、2022年9月の更新時には、同内容での更新を予定しております。
- ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求に対しては損害が補填されないなど、一定の免責事由があります。
5. 当社は、西垣誠氏及び中根祥雄氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役として選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 前澤 啓介<br>(1991年7月31日生) | 2018年1月 弁護士登録(愛知県弁護士会)<br>入谷法律事務所入所(現在)<br>[主な兼職の状況]<br>入谷法律事務所 弁護士                                                                                                                                   | —          |
|       | 選任理由                   | 前澤啓介氏は、弁護士であり、法務の専門家としての見地から、当社の論理にとらわれず法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております |            |

- (注) 1. 当社は、候補者が所属する法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 前澤啓介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 前澤啓介氏が、監査等委員である社外取締役に就任する場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、役員等がその職務に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものであり、前澤啓介氏が、監査等委員である社外取締役に就任する場合には、被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

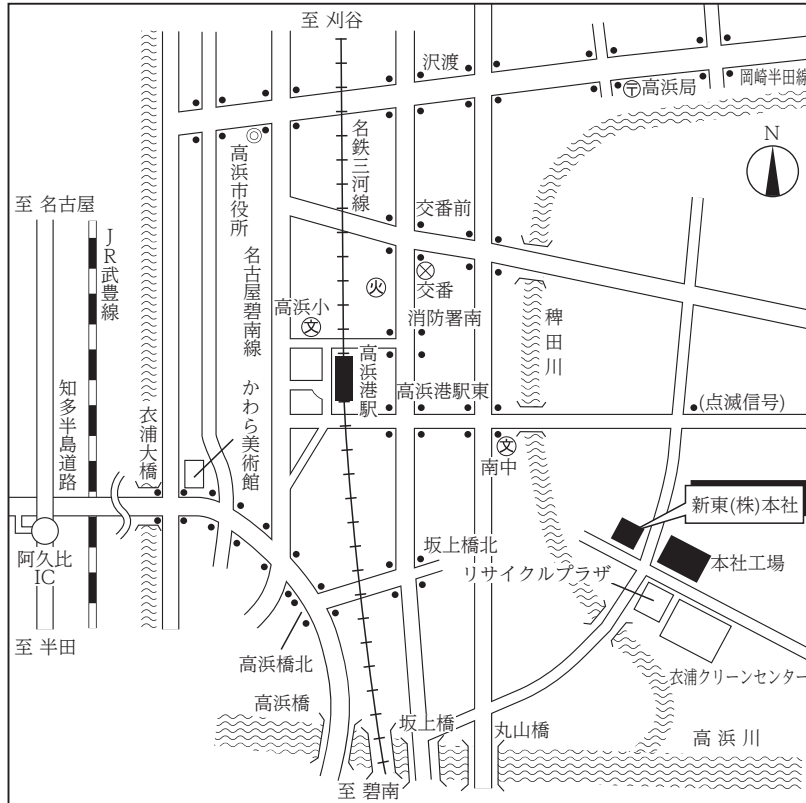
以上





# 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県高浜市論地町四丁目7番地2  
新東株式会社 本社3階ホール  
電話 0566-53-2631 (代表)



## 交通のご案内

公共交通機関 名鉄三河線「高浜港駅」下車徒歩20分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。